

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

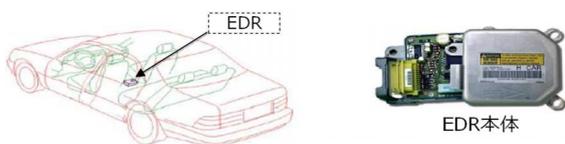
## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

#### 【EDRの設置個所と本体】



#### 【EDRの作動イメージ】



#### 【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0~0.25
②車両表示速度	-5.0~0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0~0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0~0

#### 【適用日】

新型車※ : 令和 4 年 7 月 1 日

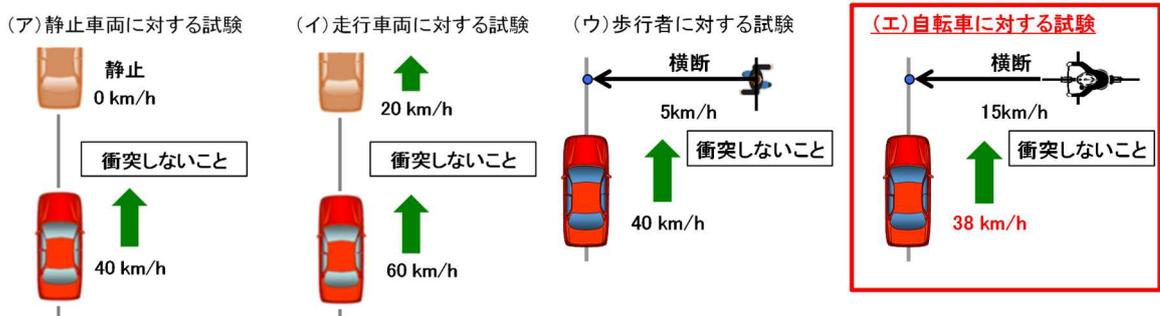
継続生産車 : 令和 8 年 7 月 1 日

※⑤については令和 6 年 7 月 1 日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示  
改正が必要)

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】（今回（エ）を追加）



【適用日】 新型車：令和 6 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

- ③ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】 新型車：令和 5 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

## (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

## (3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。
- ③ 協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

## (4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

## (5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：令和 3 年 9 月 30 日

施 行：令和 3 年 9 月 30 日